

令和〇年度 租税条約の規定に基づく市民税・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

令和〇年〇月〇〇日

黒石市長 殿

市民税・県民税 の免除を受ける 者	氏 名	王 芳		
	住 所（居 所）	黒石市大字〇〇町〇〇番地〇号		
	生 年 月 日	1997年 4月 1日	国 籍	中華人民共和国
	入 国 年 月 日	2024年 4月 1日	在 留 資 格	技能実習1号口
	在 留 期 間	2024年 4月 1日～2027年 3月 31日		
	入国前の住所	〇〇省 〇〇市 〇〇区 〇〇		
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名 称	〇〇商事 株式会社		
	所 在 地	黒石市大字〇〇町〇〇番地〇号		
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除について	所得税については、日本国と 中華人民共和国 との間の租税条約 第 21 条第 1 項により、租税条約に関する届出書を 2024 年 5 月 10 日 に税務署に提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支 払 者 名 称	〇〇商事 株式会社		
	支払者所在地	黒石市大字〇〇町〇〇番地〇号		
	契 約 期 間	2024 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日		
	所 得 の 種 類	給与	支 払 金 額	月額 150,000 円
	支 払 方 法	現金	支 払 期 日	毎月10日
当 該 届 出 書 に 関 する 連 絡 先	氏 名	〇〇商事 株式会社（担当：黒石 次郎）		
	電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
その他参考となるべき事項				

添付書類

- ・租税条約に関する届出書（控）の写し（税務署の受付印があるもの）
- ・マイナンバー記載欄についてはマスキング等の対応をお願いします。

※本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年3月15日までに提出が必要です。

提出がなかった年は免除を受けることができません。